82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10 ～ 8205.90		［略］			8205.10 ～ 8205.90		［同左］		
82.06 ～ 82.15		［略］			82.06 ～ 82.15		［同左］		
［略］					［同左］				
83.01 ～ 83.07		［略］			83.01 ～ 83.07		［同左］		
83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル			83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル		
8308.10		［略］			8308.10		［同左］		
8308.20	000	―管リベット及び二股リベット		ＫＧ	8308.20	000	―管リベット及びふたまたリベット		ＫＧ
8308.90		［略］			8308.90		［同左］		
83.09 ～ 83.11		［略］			83.09 ～ 83.11		［同左］		

第16部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)～(p)　［略］

(q)　タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

2～5　［略］

第84類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f)　［略］

(g)　第17部の物品用のラジエーター

(h)　［略］

第16部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)～(p)　［同左］

(q)　タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）

2～5　［同左］

第84類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f)　［同左］

［新規］

(g)　［同左］